



上富住第 1679 号
令和4年 2月24日

一般廃棄物処分業許可書

和歌山県西牟婁郡上富田町朝来1713番地の35
有限会社クリーンセンターケイ・エム・ケイ
代表取締役 清本 恵子様

上富田町長 奥田 誠



令和4年2月21日付け一般廃棄物処分業許可申請については、上富田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第11条に基づき、下記のとおり許可する。

記

複写厳禁

営業に使用する名称	有限会社クリーンセンターケイ・エム・ケイ
営業所の所在	和歌山県西牟婁郡上富田町朝来1713番地の35
許可の内容	一般廃棄物のうち町が定める可燃ごみの破碎処分 (但し、木くず・刈草に限る)
許可の期間	令和4年 3月18日から 令和6年 3月17日まで(2ヵ年)
許可の条件	1. 取り扱う一般廃棄物は木くず・刈草に限る。 2. 上富田町一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例、その他関係法令を遵守するとともに、町の指示に従うこと。 3. 住民から苦情のない施設並びに管理と業務を行うこと。 4. 作業敷地内から汚水及び悪臭を出さないこと。 5. 申請事項に変更があった場合、直ちに変更申請をすること。 6. 処分料金は、町に提出した額を遵守すること。 7. 許可条件に違反した場合は、直ちに許可を取り消す。